

時宗遊行（藤沢）上人の道号について

梅 谷 繁 樹

時宗の宗祖一遍は、「一遍」を道号としたが、自ら阿弥陀仏号を名乗らなかつた。これは不思議なことである。その弟子と称してよい人々は、皆、阿弥陀仏号を称しているのである。一遍の道号を南無阿弥陀仏であると解することも、一遍の法語などから可能なのであるが……。

さて、本稿では、時宗遊行派の歴代上人（藤沢上人も含む）の道号について考えて見たい。時宗遊行派の二祖は他阿弥陀仏と称した。これは、時宗諸派が統合された現代でも継承されており、歴代の遊行上人や藤沢上人（清浄光寺住職。本来、遊行上人の隠居独住の上人の通称であったが、遊行上人とはならず、藤沢上人位のみで終った上人もいる）の阿号として通用されている。

遊行上人（藤沢上人）がすべて他阿弥陀仏であると、多少の不便もあつたと思われるが、そのことを記した文献はないようである。実際には、二人の他阿弥陀仏が存在したことは言うまでもないが、どちらが先代の、または、どの他阿弥陀仏

かということになると困つたことがあつたかもしれない。しかし、これもそういう事実を記した文献を知らない。藤沢上人が遊行上人より長生きの場合もあつたであろう。しかし、これは世代数を入れることで解決していたようで、たとえば「遊行第七」とか「遊行廿一代」とか記されている。

もう一つの解決法は阿号とは別に道号を持つことである。たとえば、二代他阿弥陀仏（以下、略して他阿と記す）は、真教という道号があつたとされている。三代他阿は智得、四代他阿は吞海である。このように、道号があれば、一々、世代数を言わずとも——これなら、何かの拍子に、世代数を誤まることもあろう——歴代の上人を区別して認識することは容易である。

従来、時宗のこの道号については、それが自明のものとして通用されて来た。ところが、よく調べてみると、宗内文献には、同時代文書から、他阿上人の自筆の道号が認められるのは、近世以降ではないかと思われるのである。筆者は徹底

した調査をしたという自信はないが、およその所、この見方に誤まりはないと信じている。

今、管見に入ったものを列挙すると、広島県尾道市の西郷（江）寺の寺銘額は、裏に「遊行第七書」とあり他阿の阿号も、託何という道号もない。丹後橋立の元時宗道場萬福寺の額もそうである。

遊行上人は二祖上人以下、すべて他阿弥陀仏と署名している。そして、遊行廿一代上人（道号は知蓮とされている）の頃になって、「遊行廿一代他阿弥陀仏」と署名した上に、角印で「遊行」の印を押すようになる。（京都・長樂寺藏・七条道場文書）また、「遊行廿一」の丸印を押しているものもある（同上）。

さらに、「遊行廿九世他阿」という自署に「遊行」の角印を押したものである（愛知・碧南市・称名寺藏・歌集『石苔』所収）。遊行廿九世の道号は体光とされている。遊行卅一世は道号を同念、同三十二世は道号を普光とされているが、それぞれ「遊行三十一世」と自書して角印を押し、「遊行三十二世」として角印と朱印を押している（これらは、七条道場文書による）。次に、前引「石苔」の末尾に「寛文九二西^{歳十月廿七日末葉四十六代記之}とあって、ここにも道号は記されていない。この四十世の遊行上人の道号は「樹端」とされている。

ところで、林屋辰三郎氏の燈心草庵藏の「四天王等仏縁聖

教抄紙背文書」の二文獻に「真教」の署名があつて、林屋氏は筆跡や内容から、この真教は遊行二世他阿と同一人と見なされている。

ここにその文獻を引用紹介してみよう（「印は文獻の行末を示す」）。

畏承候了^レ所^ニ被仰遣候^ニ廿五三昧式事^一此間漸々ニと令^レ存候て、六卷^一内一兩卷ハ書出候、付^レ此仰詔他人候之處、常時不斷經^一中念々無^レ極候て、未^レ出来^ニ之^一令^レ申候。此御使常山一日逗^レ留卒爾之間不^レ令^レ付進上御使^一返々懈怠恐辭候、然而今月中^一西親上人^一之許ヘ以^レ便宜可^レ令^レ進^一上候^一也、六卷之料帛四十餘枚^一罷入候之間、反古等難^レ得候、仍^レ煎^下紙^上ヲ袋^一として^一令^ニ進上^一之條懈怠^一能^レ々得^ニ御心^一可^レ令^ニ申入^一候、御退出事^一自^ニ白川如法經之折に呼出候之時^一可^レ罷出^一之由令^レ存念^一候、其事不定^一候々々、九月許随^ニ熊野参^一之志候也、常寺者^一略^一蓮華谷罷通^一候而、伊東入道登山令^ニ寄宿^一、彼所^一之間大署同宿候也、空阿弥陀仏^一常^ニ遂^一対面^一候之次ニ、老躰難^レ通候之上ニ所^ニ勞^一遂^ニ時増^一旦暮^一不^レ知候に今一度御登山候へかし^一入^ニ見^一参^一たく候など便宜之時に^一申せと候、毎事期^ニ後信^一候、恐惶^一謹言^一七月十日^一真教^一（『さろん日本文化』一九八五・春・十五所収、日本文化の会）

仰旨謹承候了。御念仏事^一可^レ令^ニ参上^一候。但自朔日至今日^一無言念佛相励候未^レ結願^一候。明日ハ休息候て明後日^一早可^レ令^ニ参勤^一之由令^レ存候。以此旨^一御披露候べく候。恐惶謹言^一。四月八日 真教

『時宗教学年報』第五輯所収

さて、前の文書であるが、これは注記した『さろん日本文化』で林屋氏が「熊野参籠の素志」という一文をものされている。ここで林屋氏は、この文書が二祖他阿の筆跡と一致するとし、七条道場金光寺の他阿が東寺の重職にあった人への消息と推されている。

東寺と金光寺が至近距離にあったこと、後に時宗の市屋派が東寺の僧の葬送に関与したことを考えると両者の関係の存在を推することは十分可能である。しかし、その一方で、時宗の道場を、「当山」と称するのめいかかと思われる。さらに、「廿五三味式」「不断経」「白川如法経」などは、時宗の文獻には全く見られないものである。「蓮華谷」「空阿弥陀仏」「熊野参籠」「真教」などとあれば、二祖他阿のことかとも思われるが、専修念仏の徒が、旧仏教の法務に關与するとは考えにくい。

後の文書の方で、「無言（意とも読める）念仏」というのも、時宗では聞き慣れない。

そもそも、僧名は類似、同一のものがしばしばある。たまたま、真教の場合、同時代の文獻がこのように存在するため、しかも、時宗の二祖他阿と解してもよい文面であるため、余計な推測を生んだものと思われる。真教以外にも、時宗の遊行、藤沢両上人の鎌倉・室町期の道号使用の例が見出

せればともかく、筆者は、只今のところ、道号の存在を否定的に考えておきたい。

ただ、ここで一点、注意しておきたいのは、遊行廿一代他阿上人（道号は知運とされている。十六世紀初頭の上人）の著作とされるものに『一遍義集』という書があり、この中に二祖他阿のことを真教房と称しているものがある。これは、本当に廿一代他阿の著作かどうか確証がないが、室町期の著作であることは否定できないであろう。しかし、現存の『一遍義集』は原本でないため、「真教房」の文言が原本にあったか、後に加えられたかは不明とせねばなるまい。

もう一つ、ここに示したいのは、東寺百合文書メ30—50にある「真教寄進状」である。この文書は至徳元年十一月廿八日のもので、いわゆる時宗二祖他阿（道号は真教とされている）の寂年文保三年（一二三九）からは六十五年後のものである。金沢文庫の高橋秀榮氏のご教示によれば、林屋氏ご所蔵の前引文書を、林屋氏の説によって、嘉元四年（一二三〇）制作とすると、書体筆跡からして、これを至徳年間にまで下って見るのは無理とのことである。とすると、二代他阿の他に、その少し後の時代に真教と称する人がいたことになる。また、筆者の如く、林屋氏提示の文書についても、その真教を二代他阿と別人とすると、およそ嘉元年中に前後して、もう一人の真教がいたと言えよう。二代他阿も真教とすれば、三人の

真教がいたことになる。筆者は、高橋氏のご教示にもかかわらず、林屋氏提示の文書の真教と、百合文書の真教とは、共に東寺に関係するところから、同一人ではないかとの思いを持つのである。

最後に、それでは、時宗の遊行・藤沢両上人に道号の使用が全くなかったかと言うに、前述した如く、近世に入ってから宗内の文献にも、それは出てくるのである。そのままとしたものは、彰考館本『遊行系図』及び『遊行藤沢御歴代靈簿』がある（共に、『時宗宗典』下・山喜房刊、に翻刻）。

前者は、内部徴証から宝永五年（一七〇八）の書写、後者は天保十一年（一八四〇）の書写である。もちろん、その成立は書写時より古いであろうが、確実な成立年代は不明である。

後者奥書によれば、靈簿は遊行歴代の上人の専有であって、余人は被見不可であったとする。しかし、道号の問題について考える時、道号に「尊」の字を持つ上人について注目し、さらに、近世の遊行上人の事跡を考えあわせると、一つの見解を出すことができる。

遊行四十二代の上人は道号を「尊任」と言う。この四十二代上人が、おそらく「尊」の道号を用い始め、歴代上人の道号を整理したのではないかと思われる。と言うのは、近世以前において、「尊」字の道号を持つのは遊行十二代上人からで、近世に入っては、この四十二代上人からである。この上

人は寛文十二年（一六七二）宮中に参内して後、自ら南方門主と名乗ったのであるが、それは、遊行十二代上人が南朝の皇帝を継承していると称したからである。これは、歴史的には根拠がない。しかし、四十二代上人は、このことを強調し、南朝を重んじる徳川幕府にとり入って、宗門の權威を高めようとしたものである。この上人は貞享四年（一六八七）、遊行十二代上人の祖父後醍醐天皇の三百五十年忌のため、吉野に参詣している——そういう事実があるのである。したがって、この上人の頃に、道号が整理されたのではないかと推されるのである。この頃に、時代をさか上って、歴代の遊行、藤沢上人に道号を追号し、以降の上人は、これに習って道号を自称するようになったのであろう。『遊行日鑑』によると遊行五十一代他阿は自ら賦存と道号を称している（延享二年（一七四五））。

以下に、右の立論の資料となった文献を提示する。

（追記）

道号の使用開始を、筆者は近世以降かと推したが、永禄元年戊午八月十三日他阿弥陀仏の北条左衛門大夫宛書状に、遊行二十九代「鉢光」の長方形印があることが分かった。

林屋辰三郎氏藏

四天王等仏縁聖教抄紙背文書・二 他阿真教書狀の末尾

常ニ遂ニ対面ニ候之次ニ、老妹難
遁候之上ニ所勞逐ニ時増氣且暮
不知候に今一度御登山候へかし
入見参ニたく候なと便宜之時に
申せと候、毎事期ニ後信ニ候、恐惶
謹言
七月十日 真教

(釈文)

常ニ遂ニ対面ニ候之次ニ、老妹難
遁候之上ニ所勞逐ニ時増氣且暮
不知候に今一度御登山候へかし
入見参ニたく候なと便宜之時に
申せと候、毎事期ニ後信ニ候、恐惶
謹言

七月十日

(封)

真教

※本文献の表、つまり四天王等仏縁聖教抄については調査して
いない。もし、これが時宗二祖真教の手になるものなら、他にも
他阿の書状等に東寺関係文書の紙背を使ったものがあつてよい
はずである。東寺の僧でこそ使えた紙背ではないか。

時宗遊行(藤沢)上人の道号について(梅谷)

時宗二祖他阿(真教)書状「宛先の有阿は四祖他阿(吞海)末尾
部分

心内より自らよく白うさるる
信に今より今日の廣大の巨匠に
煩ら且感や深波の胸中
るふさふさたりやう
二月十日 他阿弥陀仏
有阿弥陀仏

(釈文)

令成帰敬之思は只自身と真実の
信心一念より如此の広大の巨匠に
預る且感此等之謂被納胸中は
可為真実之信心候あなかし
南無阿弥陀仏
二月十三日九日 他阿弥陀仏
有阿弥陀仏

※この文書は上の文書と筆跡が似ていないとは言えない。しか
し、同一と断じ得るかどうかは疑問。

東寺百合文書 ㄨ 30 ~ 50 (末尾部分)

石田地者真教相傳知行地也所以
為主得方之上方十三合定三斗
所奉寄進于大師御寶前也
是則為真教并尼覺妙菩提
也乃至法界利益無疆奉寄進

主徳元年十月廿八日 貞教

七条道場文書より

遊行上人の署名（押印）の例

（道号は用いていない。宗内文献、消息）

三月廿日
 金文
 遊行卅一代
 遊行卅一代

← 遊行卅一代

丙子年
 二月十七日
 三十一
 金芝山房主人

遊行廿九代
↑『石苔』による

卷第十八
 乙未年四月四日
 遊行卅一代

寬文元年歲十月九日
本末十八日

↑遊行四十代
『石苔』によ
る。

(園田学園女子大学助教授)